

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学会計規則（平成22年規則第30号。以下「会計規則」という。）第40条第2項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における不動産の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(不動産の範囲)

第2条 この規程における「不動産」とは、会計規則第39条第1号で規定する固定資産のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 有形固定資産のうち、土地、建物及び附属設備、構築物、建設仮勘定（物品管理規程に定める有形固定資産を除く。）
- 二 無形固定資産のうち、借地権、地上権等の土地に付随するもの

(借用不動産)

第3条 法人が借用する不動産（一時使用を除く。）の管理については、この規程を準用する。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 取得 購入、建設、交換及び寄附等により法人の所有にすることをいう。
- 二 貸付 不動産を法人以外の者に使用させることをいう。
- 三 処分 不動産を売却、交換、廃棄、譲与等することをいう。
- 四 一時使用 貸付期間が一月未満の使用をいう。

(資産管理責任者)

第5条 会計規則第38条に規定する資産管理責任者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 不動産管理に関する事務の総括に関すること
- 二 不動産の寄附受入に関すること
- 三 不動産の貸付に関すること
- 四 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法人法」という。）第44条に規定する重要な財産（以下「重要な財産」という。）以外の不動産の処分に関すること
- 五 固定資産台帳の整備
- 六 不動産の登記

(不動産管理者)

第6条 資産管理責任者は、不動産の適正かつ効率的な管理に努めるとともに常に良好な状態を確保するため、不動産管理者を置き、施設管理担当部長をもって充てる。

2 不動産管理者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 不動産の使用状況の把握に関すること
- 二 不動産の維持保全に関すること
- 三 不動産の日常管理に関すること

(使用者の協力義務)

第7条 不動産を使用する者は、この規程に基づいて資産管理責任者又は不動産管理者が、不動産の管理及び使用に関し必要な事項を指示したときは、その指示を誠実に守らなければならない。

(帳簿)

第8条 会計規則第40条第1項に定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 固定資産台帳
- 二 貸付台帳

第2章 取得

(取得価額)

第9条 不動産の取得価額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 購入により取得した不動産は、購入代価に付随費用を加えた価額とする。

- 二 交換により取得した不動産は、交換により法人が提供した資産の帳簿価額とする。
- 三 寄附その他の方法により取得した不動産は、時価等を基準とした公正な評価額とする。
- 四 埼玉県から現物出資として受け入れた不動産は、法人法第6条に基づき埼玉県が決定した価額とする。
- 五 埼玉県から無償譲与を受けた不動産は、埼玉県が決定した価格とする。

(交換)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、理事長の承認を経て、不動産を交換することができる。

- 一 交換によらなければ取得できない不動産を取得するとき
- 二 交換により取得することが他の方法に比べ著しく有利であるとき
- 三 その他理事長が特に必要と認めるとき

(寄附)

第11条 寄附により不動産を受け入れる場合の取扱いは、別に定める。

第3章 管理

(管理義務)

第12条 不動産を管理又は使用する者は善良な管理者の注意をもってこれを管理し又は使用しなければならない。

(貸付)

第13条 不動産は、その用途及び取得目的を妨げない場合において、貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付けることができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- 一 法人教職員、学生のための食堂、売店その他厚生施設並びに利便に資する施設を設置する場合
- 二 国、公共団体又は公共的団体において公共用又は公益事業の用に供する場合
- 三 電気事業、ガス事業、水道事業、運輸事業その他の公益事業の用に供するため使用させる場合
- 四 公の学術研究、公の施策等の普及宣伝、その他公益目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させる場合
- 五 法人の資産の使用が公共性、公益性に反せず、社会的又は経済的な見地から貸付が妥当と判断される事業の用に短期間供する場合
- 六 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる場合
- 七 前各号に定めるほか、法人の業務の遂行上、必要と認められる用に供する場合
- 八 写真撮影等のため、短期間使用させる場合
- 九 その他、理事長が特別な理由があると認めた場合

3 不動産貸付の手続は、不動産貸付申請書を徴して許可を行う。

4 貸付期間は1年以内とする。ただし、資産管理責任者が特別の事由があると認める場合は、3年以内とする。

5 不動産の貸付を許可した相手からは、別に定める使用料等を徴収するものとする。

6 不動産の貸付を許可した相手方が、当該許可に係る不動産の使用中に不動産を滅失し、又はき損した場合は、損害賠償を請求するものとする。

7 不動産の貸付（一時使用を除く）を行う場合には、貸付台帳を備えなければならない。

(貸付とみなさない範囲)

第14条 法人が提供する次の施設は、貸付とみなさない。

- 一 法人がその事務、事業を委託した場合、その委託契約に基づく債務を履行するため、必要な限度内において、提供することが契約書に明記されている施設
- 二 前号に掲げるもののほか、法人が当該施設を提供するものと認める場合
- 三 その他、資産管理責任者が妥当と認める写真撮影等

(修繕)

第15条 資産管理責任者は、不動産管理者からの報告により、当該不動産の機能を維持するに必要と認めた場合には、修繕を行わなければならない。

(損害保険)

第16条 理事長は必要があると認める不動産に、損害保険を付することができる。

第4章 処分

(処分)

第17条 不動産は、法人の管理運営上必要がなくなったとき、又はその本来の用途に供することができないと認められる場合に、これを譲渡し、処分し又は担保に供することができる。

(滅失又はき損)

第18条 不動産管理者は、不動産が滅失又はき損している事実を確認したときは、遅滞なく資産管

理責任者に報告しなければならない。

第5章 会計処理

(減価償却の方法)

第19条 償却資産の減価償却は、定額法により行うものとする。

2 減価償却は、当該償却資産の使用を開始した日の属する月をもって開始する。

3 減価償却の耐用年数等は、法人税法（昭和40年法律第34号）の定めるところによる。ただし、中古資産を寄附等により取得した場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案して定める。

4 償却資産の残存価額は、有形固定資産は備忘価額1円とし、無形固定資産は0円とする。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、予見することのできなかった技術の進歩その他外的理由により償却資産の価値が著しく減価したときは、臨時に減価償却を行うものとする。

(資本的支出と修繕費)

第20条 不動産を改修又は改良することによりその使用可能期間を延長し、又はその価値を増加させる支出は、資本的支出として当該不動産の取得原価に算入する。

2 不動産の原状を維持し、原能力を回復することに要した支出は、修繕費として処理する。

3 前2項の適用については、法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）の定めに基づき準拠するものとする。

第6章

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、不動産の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。